

# 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

朝来市役所 高年福祉課

## はじめに

これらの資料については、朝来市での例外給付申請手続に関する説明資料となります。他保険者では取扱いが異なる場合がありますので、申請の際にはご注意ください。

## 対象者

要支援 1、要支援 2 及び要介護 1 の被保険者

※自動排泄処理装置については要介護 2、3 の被保険者も含む

## 例外給付対象品目

- ・車いす及び同付属品
- ・特殊寝台及び同付属品
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）

## 例外給付可否の判断基準

### ① 認定調査票の基本調査の結果の確認

まず、直近の認定調査における基本調査の結果から、表 1 の状態像に該当するかを確認していただき、認定調査票の基本調査結果が該当すれば朝来市への例外給付の申請は不要になります。もし、例外給付の対象になる状態像であることが確認できれば、サービス担当者会議等で必要性を検討し貸与してください。

② ①の基本調査の結果を確認した結果、例外給付の対象にならない場合でも、下記のア、イの両方の条件も満たした上で、朝来市の確認を受けた場合は例外給付の対象になります。

ア) 表 2 の i ~ iii のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。

イ) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断されている。

表 1

種目	例外給付の対象になる状態像(厚生労働大臣が定める者のイ)	可否判断基準(認定調査票の基本調査の結果)
ア 車いす・車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 歩行「できない」
	② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントで判断
イ 特殊寝台・特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり「できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「できない」
ウ 床ずれ防止用具・体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	・基本調査 3-1 意思の伝達「できる」以外 又は ・基本調査 3-2 ~ 3-7 のいずれか「できない」 又は ・基本調査 3-8 ~ 4-15 のいずれか「ない」 以外 その他、主治医意見書に、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	② 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 移動「全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く） ※「バスリフト」については、①または②、「昇降座椅子」については②、「段差解消機」は③で判断してください。	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 立ち上がり「できない」
	② 移乗に一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「一部介助」又は「全介助」
	③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※ケアマネジメントで判断
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便「全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「全介助」

※アの②及びオの③については、該当する基本調査の結果がありません。そのため、該当するかの判断は、主治医から得た情報及びサービス担当者会議を通じたケアマネジメントによって、ケアマネジャーが判断してください。

表 2

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する。
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる。
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる。

#### 朝来市への申請書類について

- ・福祉用具貸与例外給付申請書
- ・様式 5 医師用例外給付意見書
- ・居宅介護サービス計画書・介護予防サービス支援計画表
- ・サービス担当者会議の要点

#### 提出期限について

原則として、遡及は認められませんので、貸与開始前に提出をお願いします。

#### 例外給付の承認有効期間について

朝来市が承認する日から認定有効期間満了日まで

※翌月以降に貸与を予定している場合は、貸与開始月の初日から適用

※原則、承認する日は高年福祉課での受付日

#### 朝来市への申請方法について

高年福祉課の窓口又は郵送での提出をお願いします。朝来市の承認後、「軽度者の福祉用具貸与に関する確認書」をお送りします。承認につきましては、受付から 2, 3 日審査までお時間を頂いております。お急ぎの場合は、個別にご相談ください。

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1 朝来市役所高年福祉課 介護保険係

## よくある問い合わせについて

### Q1、事前確認はいつまでに行う必要があるか

原則、貸与開始前までに提出してください。ただし、以下のような例外ケースにつきましては、遡及を認めますが、貸与開始前までに必ず高年福祉課までご相談ください。

例) 末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合で、事前確認が間に合わない場合。

例) 認定が遅れたことにより更新(変更)前の有効期間満了直前または満了後に新たに軽度者に該当するに至った場合で、書類の準備期間が十分に確保出来ない場合

例) 転入前の住所地で例外給付の承認を得ており、転入後すぐに貸与を開始したい場合

### Q2、貸与の承認を1度受ければ、貸与をそのまま継続して受けることは可能か。

貸与承認の有効期間については、認定期間を基準としているため、認定が変わるたびに改めて貸与の手続きを行う必要があります。(※原則、認定更新期間が終了するまでに)

### Q3、医師の医学的な所見について、主治医意見書を記載した医師と福祉用具の診察を行った医師が違うことについて問題はないか

福祉用具を必要としていることを判断できる医師であれば問題ありません。

### Q4、車いすの付属品(クッション)のみをレンタルすることは可能か

車いす付属品は、車いすと一体的に使用されるものに限られ、付属品のみではレンタルはできません。ただし、車いすと付属品を併せてレンタルする場合及び、既に自費等で車いすを所有している場合は可能となります。

### Q5、特殊寝台用マットレスを普通のベッドのためにレンタルすることは可能か

車いすの付属品のレンタルと同じく、あくまで特殊寝台用マットレスは付属品であるため、レンタルはできません。

### Q6、市外から転入してきた被保険者が転入前の市区町村で例外給付を受けていた場合に、朝来市に再度、申請は必要か

保険者が変更されるため、朝来市に再度、事前確認の申請が必要になります。

### Q7、車いすを屋内用と屋外用に2台貸与を受けることが可能かについて

サービス計画書に必要性を明記の上、貸与を受けることは可能です

Q8、医学的所見の確認前に開催したサービス担当者会議は認められるか

認められません。サービス担当者会議で医学的所見をふまえた検討をもとに例外給付の判断となるため、その場合は再度開催をお願いします。

Q9、居宅サービス計画書（ケアプラン）に本人同意がなくても問題がないか

例外給付の申請にあたり、ケアプラン上、貸与する品目が適切に位置づけられているかを確認するため問題ありません。

Q10、居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所が変更となった場合、貸与用具に変更がない場合でも再度申請は必要か

必要ありませんが、事業所間での引継ぎを必ず行ってください。

Q11、貸与開始前に医学的所見の確認に時間がかかり、例外給付の申請が間に合わないかもしれない場合はどうすればいいか

個別の相談となりますので、必ず高年福祉課までご連絡ください。

Q12、要介護（要支援）認定を新規で申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどうすればいいか。

主治医の意見を聴取し、担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成します。作成した暫定ケアプラン、サービス担当者会議、様式5主医師用例外給付意見書等を添付して申請してください。認定結果が確定した際ケアプランに変更がなければ再提出の必要はありませんが、異なる場合は差替え提出をお願いします。また、品目を追加する場合は、再度申請ください。

Q13、特殊寝台の例外給付の承認を既に受けているが、新たに体位変換器の利用開始も行いたい場合は、改めて事前確認の承認を得る必要があるか

ケアプラン上に新たな種目を位置づけるため、担当者会議の開催も行ったうえで、改めて申請の手続きが必要になります。

Q14、床ずれ防止用具の例外給付の承認を既に受けているが、新たに品番が変更となり、単位数も変更なった場合、改めて申請する必要があるか

同一種目における用具の変更について、機能の変化を伴わない同等の用具であるならば単位数が変わったとしても、軽微な変更とし扱い、再度の申請は不要になります。

Q15、基本調査の結果の確認で例外給付の申請不要のケースではあるが、市の承認を書類等で念のため欲しい場合は、どうすればいいか。

医師の意見書等の書類を市へ提出する際の例外給付と同じものを揃え提出してください。

Q16、基本調査の結果、例外給付の申請が市に不要な場合、事業所で手元に残す書類等での注意点はありますか。

手元に残す書類につきましては①居宅介護サービス計画書・介護予防サービス支援計画表②サービス担当者会議の要点(※)③認定調査票の写し(該当することが確認とれた調査票)の3点になります。

※貸与開始前に、サービス担当者会議を通じて認定調査票の基本調査に例外給付該当するため、市の申請は不要等の旨をサービス担当者会議の要点に記載してください。

Q17、車いす貸与について、サービス担当者会議を開き、主治医、福祉用具専門員、介護支援専門員が必要と認められた際に、貸与できていましたが、書類提出が必要か。

例外給付の確認申請が不要なケースとしては、以下のようになります。

- ①対象者の状態像が直近の認定調査票で確認ができる場合
- ②貸与品が「車いす及び車いす付属品」の場合で、状態像が「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の場合
- ③貸与品が「移動用リフト」で状態像が「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」の場合

今回の質問内容の場合につきましては、①のケースの状態像が直近の認定調査票で確認ができないため、貸与判断ができない場合での回答とさせていただきます。

その場合、②のケースに該当するため、貸与開始前のサービス担当者会議にて「主治医からの情報」等を基に担当者会議で適切なケアマネジメントと判断した結果を、サービス担当者会議の要点に記載頂き、書類を居宅介護サービス計画書・介護予防サービス支援計画表と共に保管して頂ければ問題ありませんので、市への提出は不要となります。

Q18、表1のアの②、オの③の場合については、主治医情報とサービス担当者会議の必要性はあるが、市役所に書類提出は必要か。

貸与開始前のサービス担当者会議にて「主治医からの情報」等を基に担当者会議で適切なケアマネジメントと判断した結果を、サービス担当者会議の要点に記載頂き、書類を居宅介護サービス計画書・介護予防サービス支援計画表と共に保管して頂ければ問題ありませんので、市への提出は不要となります。

Q19、区分変更の申請を行ったが、認定結果が却下となった場合、市へ区分変更の前に例外給付の申請を行った場合でも再度例外給付の申請手続きは必要か。

例外給付の申請の確認の際、認定有効期間を基準に確認を行っているため、認定結果が却下となり、認定有効期間に変更がない場合は、再度申請手続きは必要ありません。

Q20、緊急性の高いと思われる場合について、例えば特に週末前日など医療機関が休みに入る状況での相談の場合。褥瘡予防マットレを医療者から、早期搬入希望の場合。センサーマットを認知症の方の目が離せない状態で家人が希望された場合。医師意見確認、ケアマネと担当者確認は早期に実施しても、書類作成と市への提出が困難な場合は、どのような対応をしたら良いか。書類提出までのデモ対応は可能か。

早期の市への提出が困難ということで、例外給付可否の判断基準の②に該当するケースと捉え回答致します。緊急性が高いと思われるケースは挙げていただいたもの以外にもあるかとは思いますが。そのため、利用を始める前に、緊急利用する旨を市に連絡（市が閉庁日の場合は閉庁開けてすぐ）してあり、医師への状態像の確認及びサービス担当者会議等の一連の流れが行われていれば、書類の提出が多少遅れることは問題ありませんが、早急に提出をお願いします。また、デモ期間は選定段階で実施されるもので、最終の利用者の同意を得る前のものであるため、介護保険の給付対象ではありませんので、今回の質問の趣旨（緊急性）とは異なると考え、書類提出までのデモ対応は適切ではないと考えます。

Q21、テクノエイド協会の福祉用具情報システムにおいて、貸与区分のマーク無い商品で保険給付の対象としている商品は何かあるか。

朝来市 HP の福祉用具情報（TAIS）に「貸与」表示がないものの福祉用具貸与に係る情報共有についてご確認ください。

Q22、介護2であったが、更新申請で介護1となった。更新前に貸与していた品目を引き続き利用したいが、区分変更を行う予定である。基本調査の結果、直近の状態像は市への申請は不要であるが、もし区分変更を行った結果、介護度が1のままであるが、基本調査の結果が変わり、市への申請が必要な状態像になった場合はどうすればいいか。

基本調査の結果は、直近の基本調査の結果から状態像の判断が必要なため、もし区分変更の際の基本調査で状態像が変わる可能性があるのであれば、主治医の意見を聴取し、担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成の上、市まで申請を行ってください。

Q23、暫定ケアプランを提出していたが、認定結果の介護度が異なっていた。差替えでの提出をする場合、提出期限はあるか。

認定審査会の二次審査日から10日以内に差替えでの提出を行ってください。ただし、特別な事情等（貸与者の死亡等）で提出が遅れる場合はご連絡ください。

Q24、移動用リフトのバスリフト及び昇降座椅子の基本調査の考え方について注意事項はあるか。

バスリフトについては、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」または「移乗」のどちらかで判断することとなる。（平成 16 年 6 月 17 日生労働省老健局振興課長通知）しかし、昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」のみで判断することとなる。その理由は「床からの昇降」を補助するものであるため、「畳からポータブルトイレへの乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いることに注意する。（平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省老健局振興課通知）

2023.12.8 現在（※随時、取扱いは更新させていただきます）